

大口町告示第85号

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年8月22日

大口町長 鈴木雅博

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱(平成21年大口町告示第73号)の一部を次のように改正する。

第4条中「428, 400円」を「435, 600円」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱第4条の規定において、「435, 600円」とあるのは、令和4年度に私立高等学校等に入学した者については「422, 400円」と、令和5年度に私立高等学校等に入学した者については「428, 400円」と読み替えるものとする。

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(補助金額) 第4条 補助金の額は、生徒1人につき年額20,000円とする。ただし、授業料の年額(愛知県の私立高等学校等授業料平均額の<u>435,600円</u>を上限とする。)から法律第3条第1項に規定する就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた納入すべき授業料の年額が補助金の額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。	(補助金額) 第4条 補助金の額は、生徒1人につき年額20,000円とする。ただし、授業料の年額(愛知県の私立高等学校等授業料平均額の<u>428,400円</u>を上限とする。)から法律第3条第1項に規定する就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた納入すべき授業料の年額が補助金の額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。